

## 川崎市税公告第20号

川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の2第1項（災害等による期限の延長）の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく申告その他書類の提出（電子情報処理組織（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）で定める方法によって行うものに限る。以下「申告等」という。）に関する期限のうち、その期限が平成29年1月31日に到来するもので期限までに申告等ができないものについては、その期限を別途公告する期日まで延長します。

平成29年2月2日

川崎市長 福田 紀彦